

博士課程（前期課程）履修体系

1. 修業年限と在学年限

標準修業年限は2年です。4年を超えて在学することはできません。

2. 課程修了の要件

修士学位を取得するためには、次の要件を満たさなければなりません。

- (1) 博士課程（前期課程）に2年以上在学すること。
- (2) 授業科目について30単位以上(哲学、英文学・英語学、美学芸術学専攻)または32単位以上(文化史学、国文学専攻)履修すること（詳細は履修要項参照）。
- (3) 「論文」を登録し、必要な研究指導を通算1年以上受け、修士学位論文を提出し、合格すること（「論文」の登録は、春学期・秋学期とも可能）。

3. 履修方法・修了必要単位数

各専攻の授業科目・履修方法等はそれぞれに定められています。詳細は『大学院履修要項』の各専攻のページを参照してください。

指導上必要と認められる場合に限り、単位取得済科目を再履修することが可能です。再履修する場合は自由科目として登録することとなり、修了単位には算入されません（英文学・英語学専攻の学生は、単位取得済科目の再履修は認められません）。

また、他専攻・他研究科科目を履修した場合、哲学専攻および美学芸術学専攻（2024年度以前生）では修了単位に算入されません。

4. 学位論文審査および課程修了の認定

修士学位論文は、在学期間中に審査を終了します。また、課程修了の認定は、研究科長会において行います。

5. 学位の名称

課程修了の認定を得た学生に授与される学位は次のとおりです。

修士（哲学）、修士（英文学）、修士（英語学）、修士（文化史学）、修士（国文学）、
修士（美学）、修士（芸術学）

なお、修士学位の正式な表記は以下のとおりです（●●に自身の学位名を記す）。

修士（●●学）（同志社大学）

6. 修士学位取得までのプロセス

修士学位を取得するためには、①各専攻が定める所定の授業科目を履修し修了に必要な単位数を修得するとともに、②研究指導を通じて修士学位論文を作成しこれに合格しなければなりません。

文学研究科にて修士学位を取得するための各専攻共通の標準的なプロセスは次のとおりです。これに加え、各専攻での指示に従って、各自の研究計画を組み立ててください。

年次	時期	内容
第1年次	年度始め	指導教員の決定
	各学期中	指導教員による研究指導
		演習科目（総合演習など）で研究発表 研究成果公表の推奨
第2年次以上	各学期中	指導教員による研究指導
		演習科目（総合演習など）で研究発表 研究成果公表の推奨
	1月中旬	修士学位論文提出
修士学位論文提出後 (修士学位論文審査)	論文提出後	論文審査委員会の設置（主査・副査）
	1～2月中旬	論文査読・口頭試問
	2～3月上旬	修士学位論文総合審査 (文学研究科委員会、研究科長会)
	3月下旬	学位授与式

語学試験

哲学専攻および美学芸術学専攻については語学試験を課しており、修士学位論文提出の3カ月前までに合格していなければなりません。語学試験は9月と1月に実施し、受験には申し込みが必要です。実施の詳細については掲示にて周知します。

7. 修士学位論文提出について

(1) 提出資格（下記条件全てを満たすこと）

- 所定の年限を在学し、定められた単位を修得した者および見込である者。
- 登録期間（春・秋）に、専攻教務主任の指示により『論文』を登録した者。ただし、3年目以上の者については専攻教務主任の指示によること。
- 哲学専攻および美学芸術学専攻については、修士学位論文提出3カ月前までに語学試験（英語）に合格していること。なお、留学生については別に定める。

(2) その他

- 詳細については、5月に公表する『修士論文提出要領』を参照すること。
- 学費延納・分納手続きを行っている者も含め、修士学位論文提出時までに学生納付金を完納すること。

8. 修士学位論文審査基準は下記のとおり

大学院文学研究科 修士論文審査基準

1. 趣旨

大学院設置基準第14条の2第2項「大学院は、学修の成果及び学位論文に係る評価並びに修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。」に基づいて、修士論文審査基準を以下のように定める。

2. 審査基準

(1) 内容的要件

① 研究テーマの妥当性

研究目的とその必要性、学術的意義を明確に述べていること。

② 先行研究との関連性

先行研究や関連研究を十分に検討し、的確に理解していること。

③ 研究方法の妥当性

研究テーマ及び問題設定に対して適切な研究方法を選択していること。

④ 論理の一貫性・結論の明確性

一貫した論述を展開し、明確な論拠のもとに適切な結論を導き出していること。

(2) 倫理的要件

研究計画の立案及び遂行、研究資料の収集及び管理、研究成果の発表並びに著作権に関して、適切な倫理的配慮がなされていること。

(3) 形式的要件

使用言語、規定分量、文献の引用方法、注、図表、資料、参考文献リストの取扱い等については、各専攻で別途定める。

博士課程（後期課程）履修体系

1. 修業年限と在学年限

標準修業年限は3年です。6年を超えて在学することはできません。

2. 課程修了の要件

博士学位を取得するためには、次の要件を満たさなければなりません。

- (1) 博士課程に5年（博士課程（前期課程）または修士課程を修了した学生は、当該課程の2年の在学期間を含む）以上在学すること。
- (2) 所定の単位を修得すること（詳細は履修要項参照）（哲学専攻 2013 年度以降生、英文学・英語学専攻 2014 年度以降生、文化史学専攻 2016 年度以降生、国文学専攻 2015 年度以降生、美学芸術学専攻 2013 年度以降生のみ）。
- (3) 必要な研究指導を受けたうえで、学位論文を提出すること。
- (4) 学位論文を中心とし、これに関連ある分野について行われる試験に合格すること。
- (5) 研究に必要な外国語によく通じていること。

哲学専攻、英文学・英語学専攻、文化史学専攻（西洋史 2024 年度以前生、西洋・東洋史 2025 年度以降生）、美学芸術学専攻は、2カ国語以上の外国語に通じていることが必要条件となる。

3. 履修方法・修了必要単位数

各専攻の授業科目・履修方法等はそれぞれに定められています。詳細は『大学院履修要項』の各専攻のページを参照してください。

指導上必要と認められる場合に限り、履修済科目を複数回履修し、修了単位に含める場合があります。

4. 学位論文審査および課程修了の認定

博士学位論文は、在学期間中に提出します。提出に際しては、各専攻の指示に従ってください。なお、課程修了の認定は、研究科長会において行い、学位は学位授与式の日付で授与されます。在学中に博士学位論文を提出できない場合は、指導教員に相談してください。

5. 学位の名称

課程修了の認定を得た学生に授与される学位は次のとおりです。

博士（哲学）、博士（英文学）、博士（英語学）、博士（文化史学）、博士（国文学）
博士（芸術学）なお、正式な表記例は以下のとおりです（●●に自身の学位名を記す）。博士（●●学）（同志社大学）

6. 博士学位取得のプロセス

文学研究科にて博士学位を取得するための各専攻共通の標準的なプロセスは次のとおりです。これに加え、各専攻での指示に従って、各自の研究計画を組み立ててください。

年次	時期	内容
第1年次	年度始め	「博士課程（後期課程）研究計画書」の提出
		研究指導教員・副指導教員の決定 （専攻大学院委員会で決定）
	各学期中	研究指導科目の履修 （特殊研究、演習、総合演習など）
		研究成果の公表 （論文発表、学会発表など）
第2年次	年度始め	「博士課程（後期課程）研究計画書」の提出
	各学期中	研究指導科目の履修 （特殊研究、演習、総合演習など）
		研究成果の公表 （論文発表、学会発表など）
	年度末	「研究成果報告書」の提出
第3年次以上	年度始め	「博士学位論文作成計画書」の提出
		博士学位論文提出予備審査 （文学研究科委員会で合否判定）
		論文作成指導教授・副指導教授の決定 （専攻大学院委員会で決定）
	各学期中	研究指導科目の履修 （特殊研究、演習、総合演習等）
		研究成果の公表 （論文発表、学会発表など）
	11月末	博士学位論文提出条件の充足
		博士学位論文の提出 ※提出については専攻教務主任、事務室に手続きを確認すること。
	年度末	「博士学位論文作成進捗状況報告書」の提出 （博士学位論文未提出者）
博士学位論文提出後 （博士学位論文審査）	論文提出後	論文審査委員会の設置（主査・副査）
	～12月下旬	論文査読、総合試験
	1～3月	博士学位論文総合審査 （文学研究科委員会、研究科長会）
	3月下旬	学位授与式

※ 後述の「博士学位論文作成パターン」も併せて確認してください。

研究指導、論文作成指導および論文審査は、博士後期課程研究指導委員会、博士学位論文作成指導委員会および博士学位論文審査委員会が当たります。これらの委員会は専攻大学院委員会のもとに設置されます。また、それぞれの委員会は、各専攻の指導教員と副指導教員で構成されています（博士学位論文審査委員会の場合は主査と副査）。

7. 博士学位論文提出予備審査の申請

2年間在学(休学期間は含まない)し、各専攻が定める次の基準を満たした者に対し、博士学位論文提出予備審査を行います。予備審査方法は専攻ごとに異なりますので、詳細は指導教員の指示に従ってください。

専攻	予備審査申請基準
哲学専攻	当該研究分野において、学術雑誌に論文を1篇以上発表し、かつ学会発表を1回以上行うこと。
英文学・英語学専攻	当該研究分野において、学術雑誌に論文を1篇以上発表し、かつ学会発表を1回以上行うこと。これに加えて、第二外国語の語学試験に合格していること。
文化史学専攻 (日本史コース)	当該研究分野において、学術雑誌に論文を1篇以上発表し、かつ学会発表を1回以上行うこと。
文化史学専攻 (2024年度以前生 西洋史コース 2025年度以降生 西洋・東洋史コース)	当該研究分野において、学術雑誌に論文を1篇以上発表し、かつ学会発表を1回以上行うこと。
国文学専攻	当該研究分野において、学術雑誌に論文を1篇以上発表し、かつ学会発表を1回以上行うこと。
美学芸術学専攻	当該研究分野において、学術雑誌に論文を1篇以上発表し、かつ学会発表を1回以上行うこと。

8. 博士学位論文提出の条件

博士学位論文を提出するためには、博士学位論文提出予備審査に合格し、論文指導を受けるとともに、次に定める条件を満たしていなければなりません。なお、これはそれぞれ博士課程前期課程からの論文や研究発表を含むものです。

専攻	提出の条件
哲学専攻	当該研究分野において、学術雑誌に論文を2篇以上発表し、かつ学会発表を2回以上行うこと。
英文学・英語学専攻	当該研究分野において、学術雑誌に論文を3篇以上発表し、かつ学会発表を2回以上行うこと。
文化史学専攻 (日本史コース)	①博士学位論文の研究に関する論文3篇以上(うち1篇は全国誌、外国誌または著書)、②博士学位論文の研究に関する学会発表2回以上(うち1回以上は全国学会または国際学会)を目安として公表すること。
文化史学専攻 (2024年度以前生 西洋史コース 2025年度以降生 西洋・東洋史コース)	①博士学位論文の研究に関する論文3篇以上(うち1篇は全国誌、外国誌または著書)、②博士学位論文の研究に関する学会発表2回以上(うち1回以上は全国学会または国際学会)を公表すること。
国文学専攻	当該研究分野において、学術雑誌に論文を3篇以上発表すること(うち1篇は審査付論文とする)。
美学芸術学専攻	当該研究分野において、学術雑誌に論文を2篇以上発表し(うち1篇は審査付論文とする)、かつ学会発表を2回以上行うこと。

9. 博士学位論文審査基準は下記のとおり

大学院文学研究科 博士論文審査基準

1. 趣旨

大学院設置基準第14条の2第2項「大学院は、学修の成果及び学位論文に係る評価並びに修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。」に基づいて、博士論文審査基準を以下のように定める。

2. 審査基準

(1) 内容的要件

① 研究テーマの妥当性

研究目的とその必要性、学術的意義を明確に述べていること。

② 先行研究との関連性

先行研究や関連研究を十分に検討し、的確に理解していること。

③ 研究方法の妥当性

研究テーマ及び問題設定に対して適切な研究方法を選択していること。

④ 論理の一貫性・結論の明確性

一貫した論述を展開し、明確な論拠のもとに適切な結論を導き出していること。

⑤ 学界への貢献

独自性を示し、当該研究領域の発展に貢献する学術的価値が認められること。

(2) 倫理的要件

研究計画の立案及び遂行、研究資料の収集及び管理、研究成果の発表並びに著作権に関して、適切な倫理的配慮がなされていること。

(3) 形式的要件

使用言語、規定分量、文献の引用方法、注、図表、資料、参考文献リストの取扱い等については、各専攻で別途定める。

10. 博士学位論文作成のパターンは下記のとおり

	3月末学位取得の場合	9月末学位取得の場合
博士学位論文提出 予備審査申請	学位取得前年度末まで	学位取得前年度 春学期末まで
博士学位論文提出 予備審査	学位取得年度 春学期始め	学位取得前年度 秋学期始め
博士学位論文提出条件充足 博士学位論文提出	11月末	学位取得年度 4月末
論文査読、総合試験	12月	学位取得年度 5～6月
論文審査終了 (論文審査委員会)	1月上旬	6月末
研究科委員会	1月下旬	7月
研究科長会	3月	9月
学位授与式 課程修了	3月末	9月末

- ※ 3月末学位取得が標準的な課程修了パターンですが、3年以上在学する場合は9月末学位取得も可能です。
- ※ 博士学位論文提出に関する詳細資料は、5月以降に文学研究室事務室（徳照館1階）で配布する「学位論文提出要領」等の資料で確認してください。
- ※ 提出の際には、専攻教務主任、事務室に相談の上、手続きを確認してください。

<論文審査在籍とは>

2016年度以降に博士課程の後期課程に入学し、同課程において3年以上在学して所定の単位を修得し、必要な研究指導を受けた者が、次のいずれかの場合に該当するときは、博士の学位論文の審査のための在籍（論文審査在籍）を希望することができます（在学扱いとなり、修業年限に含まれます）。

①所定の研究指導を受け終えた後も引き続き、博士の学位論文の審査のために在学する場合

②退学日から3年以内の者で、博士の学位論文の審査を請求するために再入学を許可された場合

（論文審査在籍の期間は、論文審査在籍料を納入しなければなりません。他の学費を納入する必要はありませんが、論文審査在籍中に、学部または大学院の科目を履修することはできません）

※論文審査在籍を希望する場合は、今出川キャンパス教務センター（文学研究科）までご相談ください。

— MEMO —